**広告用原稿１**

**パートタイム労働法が変わります（平成２７年４月１日施行）**

**パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、平成２７年４月１日から、パートタイム労働法(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)や施行規則、パートタイム労働指針が変わります。**

**（主な改正のポイントは次のとおりです。）**

**１　パートタイム労働者の公正な待遇の確保**

**・正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大。**

**・パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。**

**２　パートタイム労働者の納得性を高めるための措置**

**・パートタイム労働者を雇い入れたときは、雇用管理の改善措置の内容について、事業主が説明しなければならない。**

**３　パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設**

**・雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主が、厚生労働大臣の勧告に従わない場合は、厚生労働大臣は事業主名を公表することができる。**

**【照会先】沖縄労働局　雇用均等室**

**電話：０９８－８６８－４３８０**